

第3次山梨県環境基本計画（概要版）

第1章 計画策定の考え方

- （趣旨）
- 山梨県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、山梨県総合計画を環境面から推進する基本的な計画
- （目的）
- 健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する
 - 県民、民間団体、事業者、市町村、県などの各主体が、目標を共有し、公平な役割分担のもと、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける
- （計画期間）
- 2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間

第2章 環境に関する状況

- （国際社会）
- 近年において人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、地球は気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面
- （国の取組（第6次環境基本計画）の方向性）
- 環境施策の目指すところを「Well-being/高い生活の質」とし、この実現のため、国全体で循環共生型の社会に向け取り組むとともに、地域単位での「地域循環共生圏」の実装を進める
- （県の状況）
- 第2次計画の指標達成状況は、R4年度時点でコロナ禍の影響を受けつつも過半の分野で改善
 - R4年度に実施した県政モニターアンケートでは、県内の環境に関する県民満足度は上昇傾向。引き続き身近な環境整備や環境教育等への関心・ニーズは高い一方で、地球規模の環境問題への対応の関心・ニーズが高まっている状況

第4章 環境の保全と創造のための施策の展開

- 国際社会の一員として当然かつ強力に取り組んでいく分野(1~3)、日常生活の基礎となる分野(4)における施策を展開するとともに、各分野の施策を展開していくために必要となる共通的・基盤的な施策(5)を併せて推進
- 計画の進捗状況を把握・管理する指標として、33項目を設定

※第4章と第5章の関係のイメージ

第4章 環境の保全と創造のための施策の展開
 ・本計画が対象とする環境施策及び共通的・基盤的な施策を網羅的に記載

第5章 重点的に取り組む施策
 ・第4章の施策のうち、本県ならではの強みを踏まえ推進していく施策を記載

1. 地球環境の保全

- 地球温暖化対策の推進
 - 再生可能エネルギーの導入拡大
 - 省エネルギーの推進
 - 吸収源対策
 - 県自身の取組・普及啓発等
 - 気候変動への適応
 - オゾン層の保護対策
- 環境指標：3項目

2. 生物多様性・自然環境の保全

- 生物多様性の保全
 - 絶滅のおそれのある種の保存
 - 野生鳥獣の保護・適正な管理
 - 外来種対策
 - 自然環境の保全
 - 森林・河川等の適切な整備
 - 自然公園等の保全・活用
 - 環境影響評価の実施
 - 環境の保全に資する農業の推進
 - 自然とのふれあいの推進
 - ふれあいの場の提供
 - 活動の促進
- 環境指標：9項目

3. 循環型社会の形成

- 3R+Renewableの推進
 - 一般廃棄物、産業廃棄物、プラスチックごみ、食品ロス等
 - 廃棄物等の適正処理の推進
 - 一般廃棄物、産業廃棄物、災害廃棄物、再生資源物等
 - 不法投棄の防止
- 環境指標：8項目

4. 生活環境の保全

- 大気汚染の防止
 - 水質の保全
 - 化学物質による環境汚染の防止
 - 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止
 - 放射性物質の監視
 - 魅力ある景観づくり
- 環境指標：8項目

5. 基盤となる施策の推進

- 環境教育・環境学習等の推進
 - 環境活動・協働取組の促進
 - 環境情報の提供
 - 調査研究・国際協力の推進
 - DXの推進
- 環境指標：5項目

第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像

基本目標

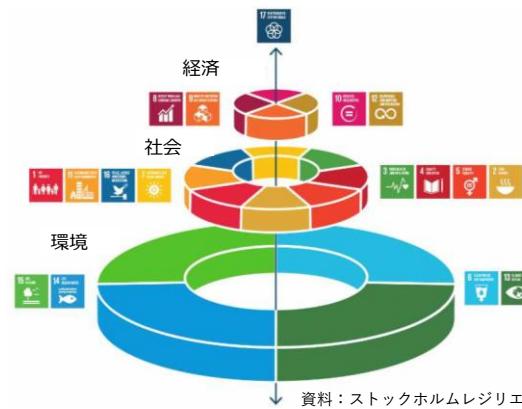
人と地球の豊かさを創り、未来へつなぐふるさと山梨

目指すべき将来像

環境に配慮した生活様式や事業活動が定着するとともに、豊かな自然環境の保全と、適正な活用がバランスよく進む、持続可能な社会

（SDGsによる施策の推進）

- 県民、民間団体・事業者・市町村等あらゆる主体とのパートナーシップにより環境の保全と創造のための施策を推進するなかで、経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会を実現



（地域循環共生圏の創造）

- 地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方
- 地域資源を持続可能な形で活用し、自然環境を維持・回復していくことが前提



第5章 重点的に取り組む施策

- 第4章において網羅的に推進する施策のうち、本県ならではの強みを発揮し、経済・社会・環境の統合的向上を図り、地域循環共生圏の創造に資する施策を設定（県環境基本条例における重点的に取り組む施策の4分野と合致）
- 計画の進捗状況を把握・管理する指標として、16項目（うち再掲8項目）を設定

1. 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

- 多様な自然環境の保全
 - 優れた景観の保全
 - 富士北麓の不法投棄対策の推進
 - オーバーツーリズム対策の推進
- 環境指標：4項目

3. 持続可能な水循環社会づくり

- 健全な水循環の維持
 - 水環境の保全
 - ふれあいの機会の提供
 - 水を生かした地域づくり
- 環境指標：4項目

2. 健全な森林・豊かな緑の保全

- 森林の多面的機能の発揮の促進
 - 森林環境教育の推進
 - 緑化の推進
 - ふれあいの機会の提供
- 環境指標：4項目

4. 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

- 美しい景観の保全・整備の推進
 - 環境の保全に資する農業の推進
- 環境指標：4項目

第6章 計画の推進

（推進体制）

- 山梨県環境保全推進本部における庁内相互連携での施策・事業の総合的な推進
- 県民・民間団体・事業者・市町村との相互の連携・協働
- 広域的な環境問題などへの対応について、国や関係機関・周辺自治体との緊密な連携

（進行管理）

- PDCAサイクルによる進行管理
- 毎年度点検評価の結果を山梨県環境保全審議会に報告するとともに、県民・事業者等に公表